

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会 公正競争WG(第2回)ヒアリング資料

公正な競争環境の確保に向けて

KDDI株式会社

2024年2月19日

- 1-1. 公正競争環境確保のための規律
- 1-2. 国民負担による「特別な資産」とは
- 1-3. 環境変化と「特別な資産」
- 1-4. NTTが保有する「特別な資産」

- 2-1. NTTに対する構造的措置
- 2-2. NTTに対する構造的措置の問題点

3. NTTグループと「特別な資産」

4. NTTデータに関する公正競争上の課題

5. NTT持株に対する規律

6. その他

- 最後に

1-1. 公正競争環境確保のための規律

1985年の通信自由化以降、設備の公平利用に関する規律（非構造的措置）に加え、**組織に関する規律（構造的措置）**との両輪で公正な競争環境が確保されてきた

非構造的措置

公平な利用に関する規律

「特別な資産」の上に構築されている
ボトルネック設備との接続条件

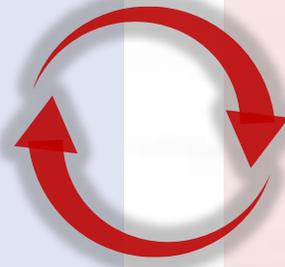
電気通信事業法

構造的措置

組織に関する規律

「特別な資産」を持ち、巨大な組織であるNTTの機能の分離・分割、適正な経営形態・事業領域・業務範囲に関する規律

NTT法



(参考) 審議会答申(平成8年2月)

■ 公正な競争環境確保のためには、構造的措置(NTT法)と非構造的措置(事業法)の両輪で担保されるとの趣旨

第1章 検討の視点

3 競争促進の意義

(3) 競争促進政策の形態

- ア 独占的事業者にいかなる対応をとるかによって、大きく「構造的措置」と「非構造的措置」とに分けられる。
- イ これまでNTTに対し非構造的措置(規制緩和、会計区分、接続ルールの設定等)による対応が図られてきたが、接続問題等において、その限界が示されており、真の意味での競争を実現する観点から、構造的措置(再編成)と非構造的措置を併せ実施することを検討する必要

第2章 我が国の情報通信市場の現状と課題

3 「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」の結果の評価

(1) 政府措置の推進

郵政省及びNTTは、これらの措置の推進、実現に努力してきたが、構造的措置を伴わないものであったことから、成果を挙げたものもあるが、総合的に見れば実現が不十分な点が多い。

第4章 NTTの在り方

2 NTTの再編成の意義

2-1 再編成を必要とする理由

(4) 再編成を行わない際の問題

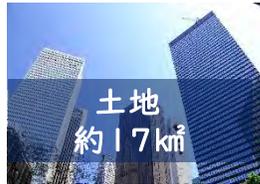
- 仮に、NTTの再編成を行わない場合は、(1)~(3)に述べる効果が期待できないほか、次のような問題がある。
- (ア) ボトルネック独占の存続により、NTTの経営効率化のインセンティブが高まらない、公正有効競争上の問題が継続する。
 - (イ) 非構造的措置のみによる競争促進策については、その実効性に限界があるとともに、規制の時間とコストが大きくなりかねない。
 - (ウ) 競争のタイフームが将来とも生じにくい。
 - (エ) 現行1社体制のまま、国際通信事業その他の新たな競争分野に進出していくことは、制限されざるを得なくなる。
 - (オ) NTTが現在のような巨大な経営組織であり続けることは、「スピードの経済性」の追求を行うことを困難にする。

「日本電信電話株式会社の在り方について-情報通信産業のダイナミズムの創出に向けて-」

1-2. 国民負担による「特別な資産」とは

電信電話公社時代に国民負担でつくられた「特別な資産」は民間企業による投資で構築することができない巨大なインフラ

特別な資産（通信インフラ）



公社から承継した全国の土地・局舎、電柱、管路等
NTT東・西の「特別な資産」

公社時代の設備投資額 **25兆円**※1

※1 電信電話公社の設備投資額（財務省決算資料1953年度～1984年度までの累計）。貨幣価値の変動は調整していない。ケーブルや交換機等の資材費は含まれない。

※2 1988年郵政省審議会答申において「データ通信事業にかかる資産がその他のNTTの資産と同様国民の共有財産として形成されてきた」旨を言及。

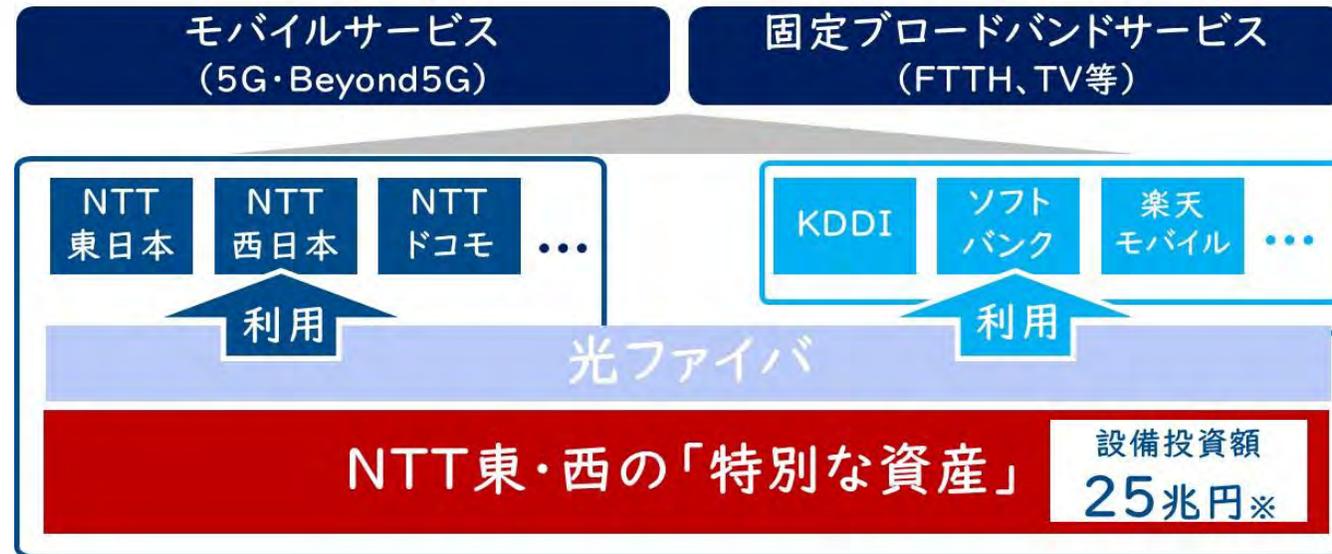
1-3. 環境変化と「特別な資産」

サービス等が変化しても「特別な資産」の不可欠性と競争優位性は不変
公正競争環境の確保の観点で、その重要性は高まっている



1-4. NTTが保有する「特別な資産」

「公正競争上の問題」に限らず「ユニバーサルサービス」や「安全保障」の面からも特別な規律が必要なインフラ



自己設置義務等が規定されているNTT法が廃止されると

ユニバーサルサービスが維持されない

公正競争が阻害

安全保障・災害対応に支障

※ 電信電話公社の設備投資額(財務省決算資料1953年度~1984年度までの累計)。貨幣価値の変動は調整していない。ケーブルや交換機等の資材費は含まれない

2-1. NTTに対する構造的措置 ①

「特別な資産」を含むボトルネック設備の不可欠性とその競争優位性を持つ
NTT東・西に対して**事業領域に制限**をかける(=経営の自由という私権を制限)
ために特殊法人として「**NTT法**」で規律

不可欠性と競争優位性



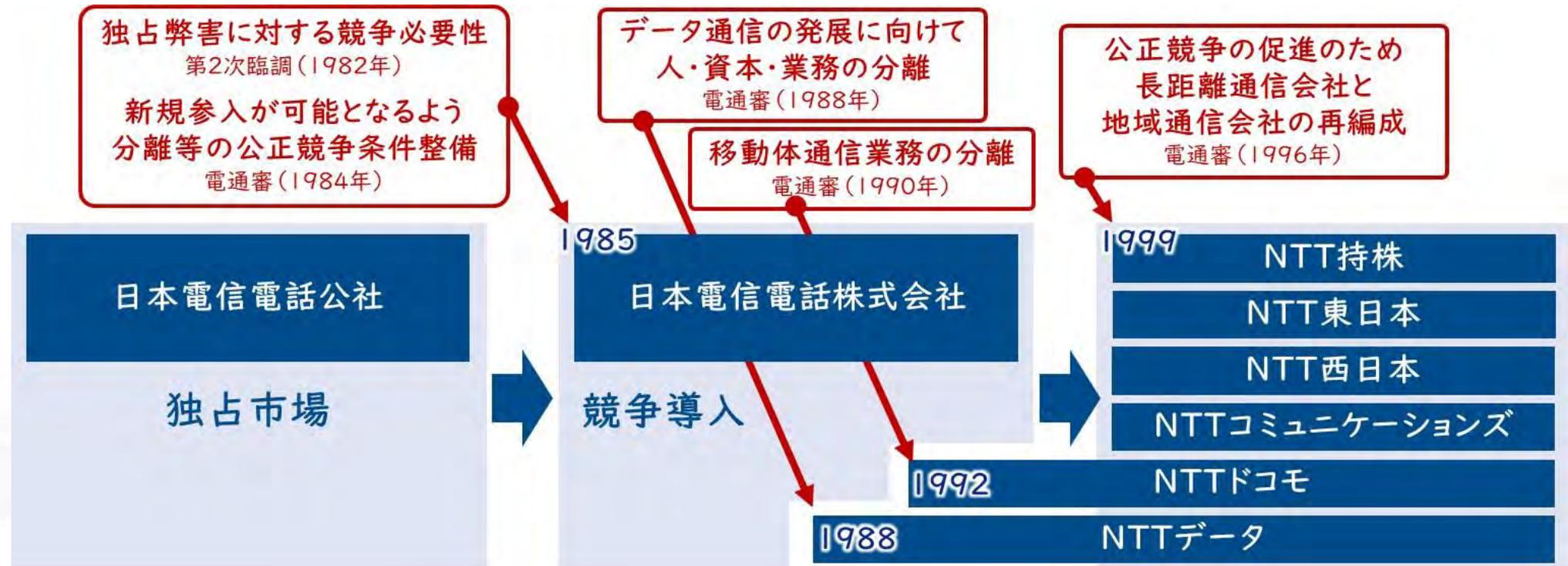
NTT東・西に対する構造的措置

NTT法により
ISP、移動通信、放送事業への
進出を禁止

2-1. NTTに対する構造的措置 ②

民営化後10年以上の歳月を費やし審議会の議論を重ね
累次の組織分離・分割を経て

「事業領域規制や合併認可」などがNTT法に規定されている



2-2. NTTに対する構造的措置の問題点 ①

「NTTの在り方」議論の総仕上げとなるべき再編成の本来の目的が
1999年の持株体制により達成されていない

再編成とその本来の目的

□ 長距離通信会社と 地域通信会社の再編(1999年)

- ・ 再編各社の完全資本分離
- ・ NTT東・西による相互参入



競争構造改革が封印

× 持株会社制度の導入により
再編成を骨抜き化(1999年)

政策議論もないまま
グループが温存された

2-2. NTTに対する構造的措置の問題点 ②

なし崩し的なNTTの一体化・独占回帰によって
SI事業やモバイル事業での公正競争への影響が拡大

組織再編成とその本来の目的

- 移動体事業会社の分離(1992年)
 - ・ドコモとコムへの「資本比率低下」
- 長距離通信会社と
地域通信会社の再編(1999年)
 - ・再編各社間の再合併は認めない



NTTの一体化・独占回帰

- × 審議会の議論なしに
ドコモ完全子会社化(2020年)
- × 審議会の議論なしに
ドコモとコムの一体化(2022年)
- 公正競争への影響の説明なしに
データの再編(2023年)

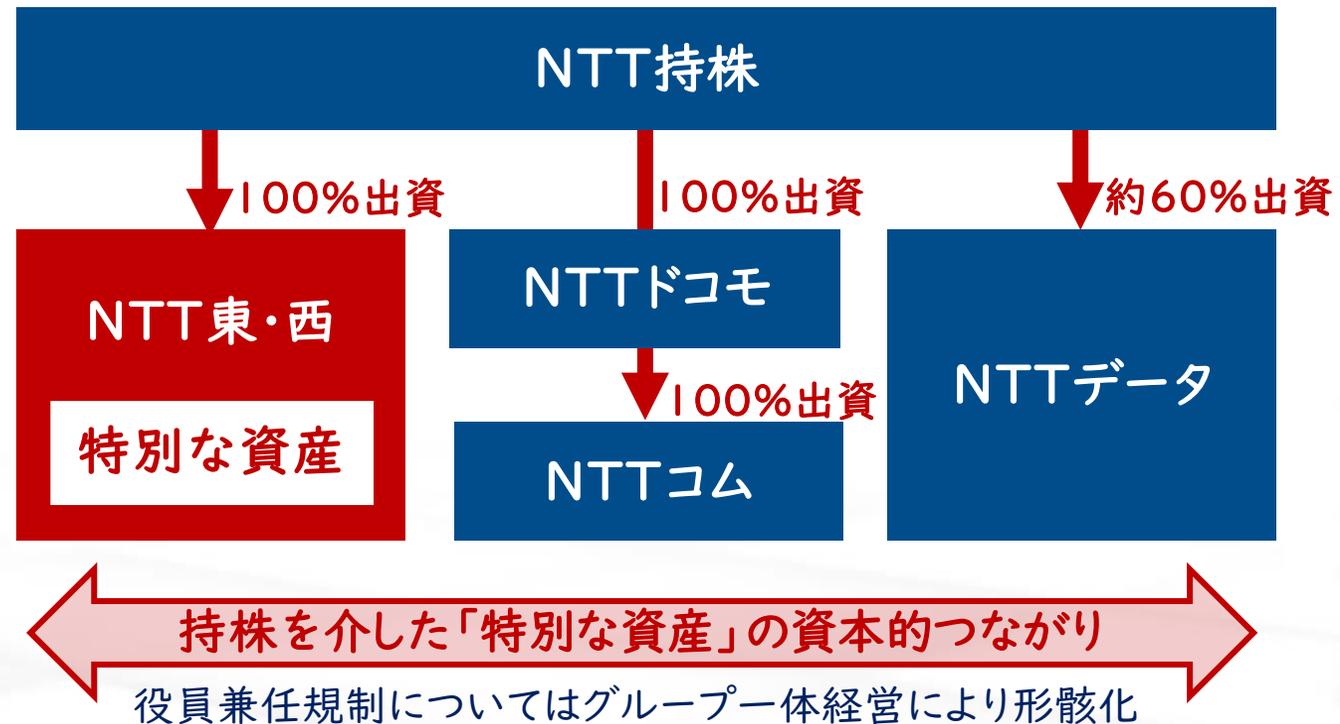
3. NTTグループと「特別な資産」

「特別な資産」を保有する以上、
NTT法による特殊会社としての規律は必要

特殊会社としての責務を放棄するなら

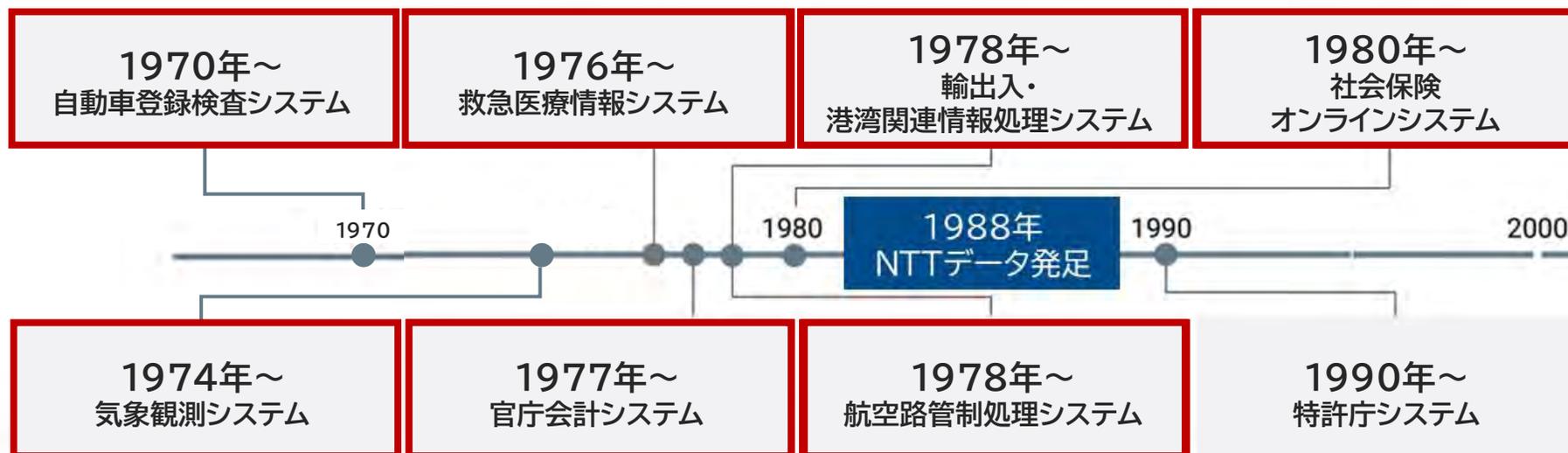


NTT東・西の「特別な資産」と
資本的につながりをもつ
NTT持株を廃止した上で
NTTドコモやNTTデータの
完全資本分離を行うべきではないか



4. NTTデータに関する公正競争上の課題 ①

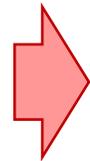
公社時代から現在までの50年以上にわたり社会インフラを提供
ベンダーロックインが発生



1985年以前は日本電信電話公社時代に構築された社会インフラ

4. NTTデータに関する公正競争上の課題 ②

NTTデータとNTTドコモ等の合併が公正競争を阻害するおそれ 資本分離が必要ではないか



ソリューション
市場

通信市場



5. NTT持株に対する規律

NTT持株の責務を全うするため
特殊法人に対する「会社法」で規律

NTT持株の責務

- ✓ NTT東・西による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること
- ✓ 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと



事業領域拡大に伴うリスク

- ✓ 事業領域を拡大することにより本来の責務を全うできなくなるリスク
- 
- ✓ NTT持株の事業領域の在り方については慎重な議論が必要

6. その他 ①

■ ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方

- 現在の電気通信事業法は「設備」起点の規制ではあるものの、現実的には「機能」に着目した規制であるとの認識であり、仮想化・クラウド化が進展しても、公正競争の確保、サービス安定供給、利用者保護等の重要性は変わらないと考えます。

6. その他 ②

■ 国際電報事業（廃止）の認可制、契約約款の認可制等について見直し

- 電報事業については、当分の間はNTT東・西（国内電報）、KDDI（国際電報）のみが独占的に提供することができる旨の経過措置が1984年の電気通信事業法制定当時に定められ、現在まで同措置が維持されています。
- Eメールや国際電話といった電報の代替的なコミュニケーション手段も広く普及してきたことにより、国際電報については、その取扱通数が電気通信事業法制定当時から大幅に減少し、現在では発着合わせた全取扱通数が日当たり数通にも及ばない状況となっています。また、国際的には、Eメールや国際電話を事実上の代替手段として、国際電報の取扱を廃止した国も増えています。
- これらの状況を踏まえ、国際電報が国内電報同様に独占的な提供と位置付けられた当時の整理や国際電報事業（廃止）の許可制、料金を含む契約約款の認可制等が維持されていることが適切かどうか等について、見直しを検討頂くことを要望します。

最後に

公正競争、ユニバーサルサービスや安全保障の観点から
国民生活に影響を及ぼすNTTの「特別な資産」を
NTT法廃止によってリスクにさらすべきではない

**「2025年の通常国会を目途にNTT法廃止の措置を講ずる」旨の
附則を定めることに反対**

地域事業者を始めとする181者が反対しており、
国民の声を聞いたうえで慎重かつ丁寧な議論が必要

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030



APPENDIX

(参考) 海外との比較①

- 支配的事業者に対する特殊法人法の有無は、各国固有の競争政策と競争構造の違いで異なる
 - 日本のように旧国営事業者(NTT)が固定/移動両市場で支配的地位を維持している例は稀
- ※次頁参照

米国

市場支配的な事業者(AT&T)を
地域毎に資本分割



地域分割により
相互参入が実現

韓国

旧国営事業者(KTA)を
3つに資本分割



財閥や電力との提携を
伴い相互参入が実現

豪州

国営事業者(Telstra)を
法的に構造分離



会社法と事業法で
事業者間競争が機能

日本

旧国営事業者(NTT)が
持株体制で一体経営



会社法と事業法で
事業者間競争が機能

競争の結果、市場支配的な事業者が存在しない

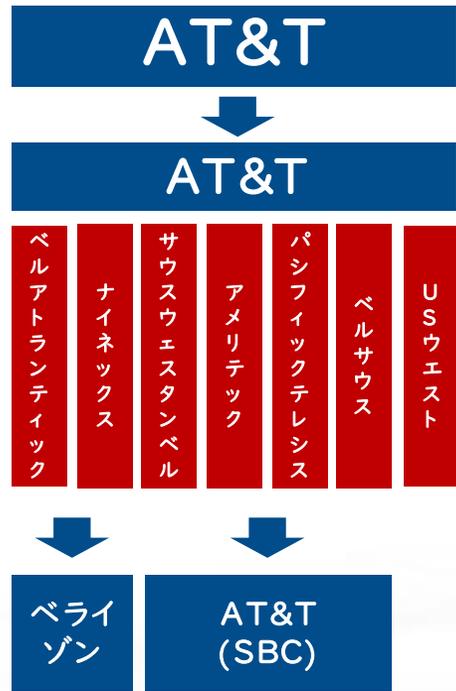
会社法により公益を確保

(参考) 海外との比較②

■ 海外では支配的事業者に対する構造的措置を伴う競争政策が実現

長距離・地域の資本分離

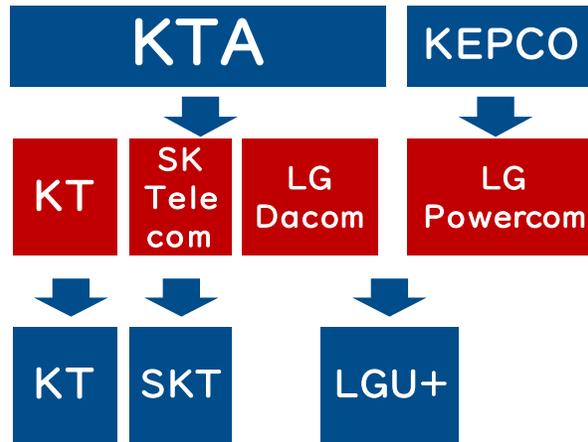
米国



- 1984年にAT&Tは長距離会社と7つの地域会社に資本分割
- ヤードスティック競争が機能し、長距離・地域の分野を超えた相互参入の結果、2社に集約

固定・移動体・データの資本分離

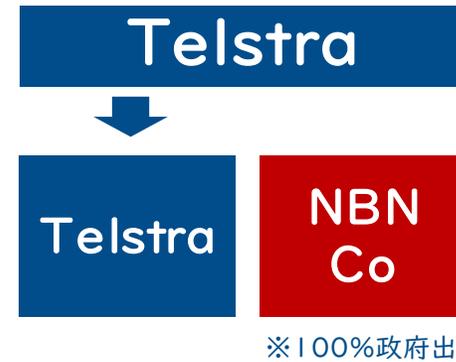
韓国



- KT: 1982年韓国電気通信公社(KTA)発足、1993年株式売却開始、2001年KTに社名変更、2002年完全民営化(固定通信部門承継)
- SKT: 1984年KTAの移動通信部門を分社化、1994年に財閥SKへスピンオフ
- LGU+: 1982年KTAのデータ通信部門を分社化、2003年完全民営化、2010年LG Dacomと電力会社の通信部門からスピンオフしたLG Powercom社との合併で発足。
- 固定・移動の分野を超えた相互参入が起き、3社に集約

アクセスの資本分離※

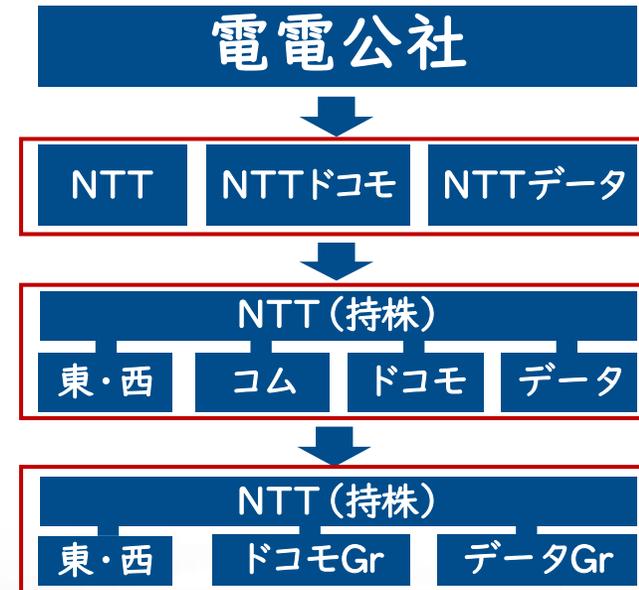
豪州



- 2008年にNBN Co(100%政府出資の光アクセス会社)を設立し、Telstraの線路敷設基盤等をNBN Coに譲渡
- Telstraとは資本的に分離されたアクセス会社を設立

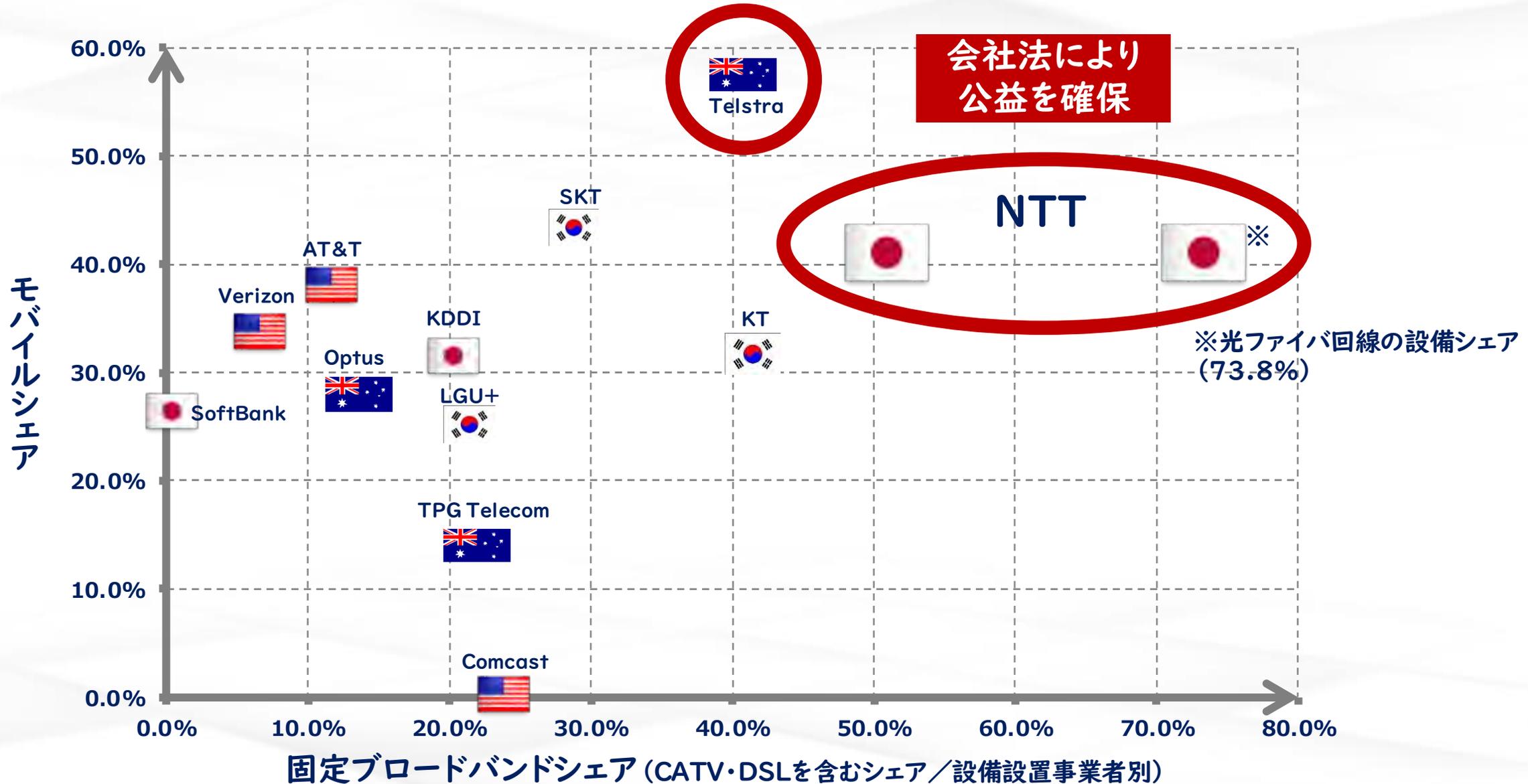
資本分離せず一体経営維持

日本



- 1985年に民営化されNTTが設立。その後、データ通信会社(NTTデータ)や移動体通信会社(NTTドコモ)が設立。
- 1999年に持株体制へ移行。地域通信会社(NTT東・西)や長距離通信会社(NTTコム)を設立し配下へ。
- 2020年のドコモの完全子会社化等、グループ統合・一体化。
- アクセス部門は同一会社内の機能分離に留まる

(参考) 海外との比較③



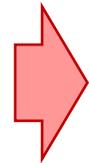
(出典) 日本: 総務省「電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ」(2023年6月末時点)、電気通信事業分野における市場検証(令和4年度)年次レポート(2023年3月末時点)
日本以外: World Cellular Information Service(2023年6月末時点)

(参考) 電力業界との比較

- ボトルネック設備 (不可欠設備) を保有する電力会社は、会社法ではなく事業法で規律されるとの指摘があるが、
 - ✓ 電力業界は、国営事業 (電力公社) ではなく、最初から「民間企業」による事業運営
 - ✓ 電力会社は地域ごとに10社に分割されており、全国レベルでの巨大な設備を保有するNTTとは比較にならない

電気通信業界

公社



全国1社※1独占

日本電信電話
公社



日本電信電話

特別な資産

特別な資産

※1: 企業グループベース

電力業界

民間企業



民間企業
地域10社※2分割

日本発送電



A電力

F電力

B電力

G電力

C電力

H電力

D電力

I電力

E電力

J電力

※2: 一般送配電事業者

(参考) NTTデータの政策的意義

- 1988年3月 郵政省電気通信審議会が「データ通信の今後の発展方策答申」を公表
→ NTTデータが承継した資産は国民の共有財産として形成されたことを指摘

第4章 データ通信の発展方策

3 制度政策

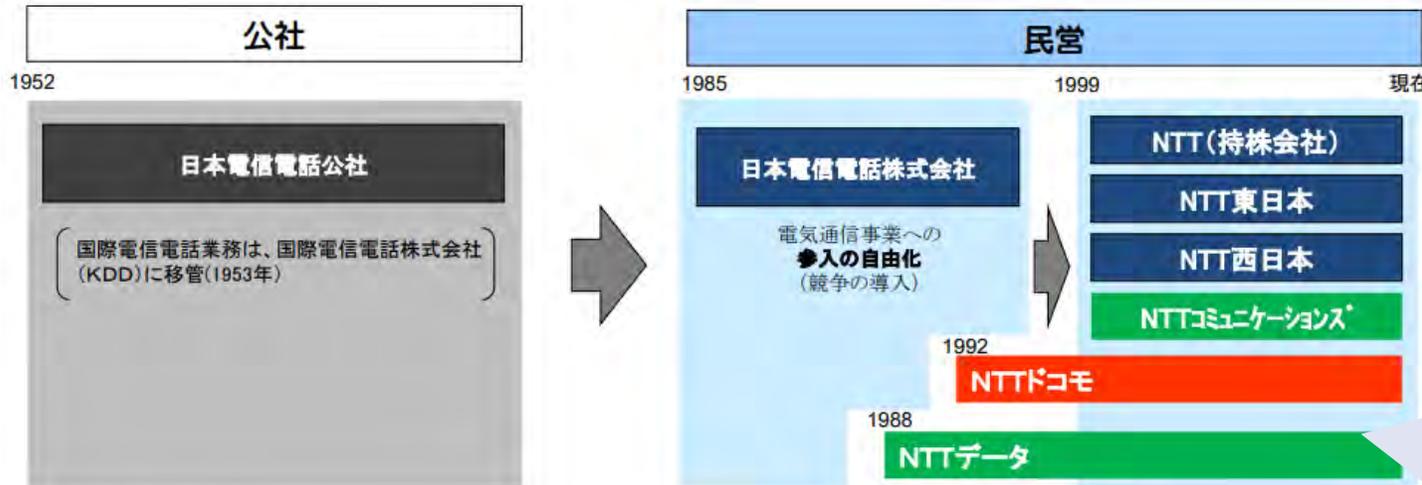
(2) 公正競争のための担保措置

- ① 回線設備を有する第一種電気通信事業者に関して行政当局が必要最小限担保すべき事項
 - ア 回線設備の無差別公平な提供
 - イ サービスごとの会計分離と共通コストの正当な配分
 - ウ ネットワークに関する情報や顧客情報についての競合事業者とのイコールフットイング
- ② 第一種電気通信事業者が、分離子会社により第二種電気通信事業を営む場合には、人的・資本的・業務的に十分な分離が実現されていない限り、分離子会社に関しても公正競争を確保するための担保措置が講じられるべきである。
- ③ データ通信全般の発展及びユーザの利益増進に資するならば、その限りにおいてデ本分離も有益な政策たりうる。
- ④ デ本を分離する場合には、そのことによって一般のユーザがどのような利益を享受することができるのかがまず明らかにされなければならない。
- ⑤ 資産の切り分け等企業分離の手続きに関しては、データ通信事業にかかる資産がその他のNTTの資産と同様国民の共有財産として形成されてきたこと、及び競合する第二種電気通信事業者との公正な競争条件を維持することに十分な配慮が払われるべきである。

(参考) 公社時代の社会インフラ事業のNTTデータへの譲渡

- 1988年3月 郵政省電気通信審議会が「データ通信の今後の発展方策答申」を公表
→ NTTの人的・資金的・業務的に十分な分離を行うことを指摘
- これを受けて、1988年5月に公社時代に構築された公共・金融等の社会インフラシステム※を含むデータ通信事業を分離

※1966年 日本電信電話公社に対して
データ通信サービスの実施認可
1967年 日本電信電話公社は
「電信・電話に次ぐ第三の通信、データ通信」を掲げ
データ通信本部を設立
主に官公庁・金融向けシステムの開発を担う



【公社時代】

- 1952年、し烈化する電話の需要に対処するため、国家財政の枠を脱した拡充資金の調達を図り、電信電話事業を合理的かつ企業的に経営することを目指して公社化。
- 二大目標の達成に向け、数次にわたる5ヵ年計画を遂行し経営を推進。
 - ①加入電話の積滞解消 → 1978年達成
 - ②全国自動即時化 → 1979年達成

【民営化と競争の導入】

- 1985年、経営の自主性を付与することにより、創意工夫を発揮し、効率的な事業運営を可能とするため、公社を民営化。
- ユーザニーズの高度化・多様化、技術革新に伴う自然独占性の希薄化、技術的統一性の必要性の減少等に対応して、電気通信事業分野へ民間活力を積極的に導入(競争導入)。
- 1988年、データ通信事業の分離。
- 1990年、電気通信審議会答申を受け、移動体通信業務の分離を政府決定、1992年、公正競争要件として出資比率の低下等

【再編成】

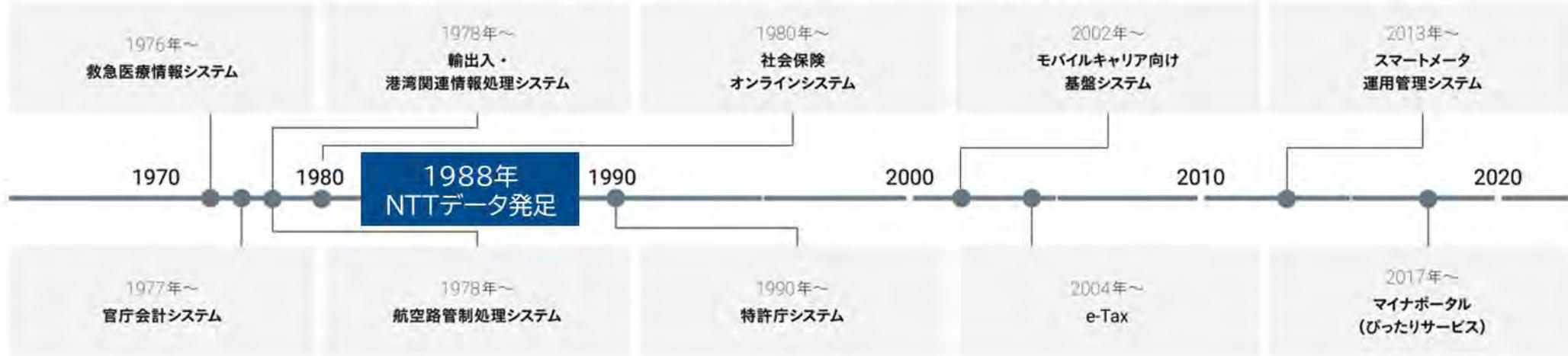
- 1999年、NTTを持株会社、東西地域会社、長距離国際会社の4社に再編成
- 公正競争の促進を図るとともに、NTTの国際通信業務への進出を実現することにより、国民の電気通信サービスに対する多様な需要への対応を可能とする。

- 1988年 NTTデータへのデータ通信事業の分離 (1988年4月日本電信電話株式会社報道発表、5月分離実施)**
- ◆ NTTの出資比率の低下
 - ◆ 転籍による社員の移行
 - ◆ NTTによる新会社への回線提供の他事業者等との無差別公平性の確保
 - ◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止、第三者と同等の取引条件の確保
 - ◆ NTT・新会社の共同調達の禁止

(参考) 公社時代から承継する社会インフラ (公共分野)

- 公社時代から現在まで、中央省庁、自治体、医療機関、電力会社等のシステム構築・運用を担い、税務、雇用・労働、貿易、交通など社会を支えるITインフラを提供

長年にわたり構築・運用に関わってきた社会インフラを支えるシステム



自動車登録検査システム「MOTAS」(1970〜)

全国の自動車登録データを一元管理



救急医療情報システム(1976〜)
広域救急医療情報システム「EMIS」(1996〜)

都道府県における救急・災害医療を支援



官庁会計システム「ADAMS」(1977〜)

全省庁の会計事務をオンライン処理



輸出入・港湾関連情報処理システム「NACCS」(1978〜)

国際物流の迅速化・効率化を実現



RDP：航空路レーダー情報処理システム(1978〜2018)
→ TEPS：航空路管制処理システム(2019〜)

国内全空域の航空機位置をリアルタイムに捕捉して、航空機の安全と効率的な運航を...



減災コミュニケーションシステム(2008〜)

地方自治体から住民に向け多様な手段で防災情報などを伝達



マイナポータル(びったりサービス)(2016〜)

生活に関する行政サービスを調べてそのまま申請

気象庁
気象観測システム「アメダス」(1974年〜)

1985年以前は日本電信電話公社時代に構築された社会インフラ

(参考) 公社時代から承継する社会インフラ (金融分野)

- 公社時代から現在まで、日銀ネット、全銀システム、ANSER等の決済インフラの構築・運用を担い、日本の金融・経済を支える金融ITインフラを提供

金融業界をつなぎ支える大規模金融インフラシステムを提供

全国の金融機関のATMを相互につなげるネットワークシステム

「統合ATM」
全国

1,000^{*1}以上の金融機関を接続 カバー率99%以上

金融機関と利用者をつなげるデジタルバンキング基盤

「ANSER」金融機関接続数
個人・法人向け

約800^{*1}金融機関 カバー率70%以上

*1 出所：日本金融通信社「業態別金融機関数(2023/6/30)」から算出

生損保会社と代理店をつなげるネットワークシステム

「保険会社共同ゲートウェイ」利用企業数
保険会社

約57社 カバー率70%以上

代理店 約10,000社

つなぐ力 金融インフラ

多数の金融機関等を相互接続するインフラを提供し、金融システムの安定運用を支援

- 1973年 全銀システム(全国銀行データ通信システム)開始
- 1981年 ANSER開始
- 1984年 CAFIS開始
- 1988年 日銀ネット(日本銀行金融ネットワークシステム)開始
- 2002年 保険会社共同ゲートウェイ開始
- 2004年 統合ATMスイッチングサービス開始
- 2012年 法人向けインターネットバンキング AnserBizSQL開始
- 2013年 個人向けインターネットバンキング AnserParaSQL開始
- 2017年 バンキングアプリ My Pallette開始
- 2020年 法人・個人事業主向け統合サービスプラットフォーム BizSQL_Square開始



- 1973年「全国銀行データ通信システム」の以前は日本電信電話公社の「電話ネットワークによる決済システム」が存在。
- 日本電信電話公社のシステムが変わって1973年に「全国銀行データ通信システム」が開発稼働。
- 1985年日本電信電話公社が民営化、1988年にNTTデータがNTTから分離独立し、以降NTTデータが担当

お客様との強固な信頼関係

お客様のカバー率 (勘定系システム)

高品質、高信頼なシステム提供によりお客様との強固な信頼関係を長年にわたり確立

都市銀行/ゆうちょ(5)	40%
地方銀行(99)	43%
信用金庫(254)	93%
信用組合(145)	99%
労働金庫(13)	100%
JAバンク(537)	100%

2023年6月時点

Long-Term Relationships システム共同化

お客様との共創によりシステムを共同化し、時代に応じた進化を遂げてきた

- 1971年 信金東京共同事務センター開始
現在のしんきん共同システム
- 1978年 信用組合システム開始
- 1999年 JASTEMシステム開始
- 2004年 地銀共同センター開始
NTTデータが開発した標準バンキングアプリケーション「BeSTA」を採用
- 2010年 MEJARサービス開始
- 2011年 STELLA CUBEサービス開始
- 2014年 BeSTAcloudサービス開始
- 2014年 アール・ワンシステム開始
- 2021年 MEJARのオープン化を合意
オープンミッションクリティカル基盤の適用により、銀行業界初の共同利用型勘定系システムのオープン化をめざす
- 2022年 統合バンキングクラウド構想発表

その他の主な金融ITインフラ

- 全国地方銀行協会システムACS(1968年~)
- 郵便貯金システム(1978年~)
- 共同利用型クレジットオンラインシステムCAFIS(1984~)
- 都銀キャッシュサービスBANCS(1984年~)等々

(参考) NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン

■ 公正な競争環境確保のため、NTT東・西の業務範囲を規律

2 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

(1) 趣旨

平成11年に実施されたNTT再編成において、NTT東西の業務範囲は地域電気通信業務等や目的達成業務に制限されることとされたが、これは、ボトルネック設備を保有する独占的な地域通信部門と競争分野である長距離通信部門を構造的に分離し、不当な内部相互補助の防止や接続ルールの公平な適用等を可能とすることにより、NTT東西の地域通信分野におけるボトルネック独占の弊害が拡大することを防止し、もって公正な競争を確保しようとする趣旨によるものである。